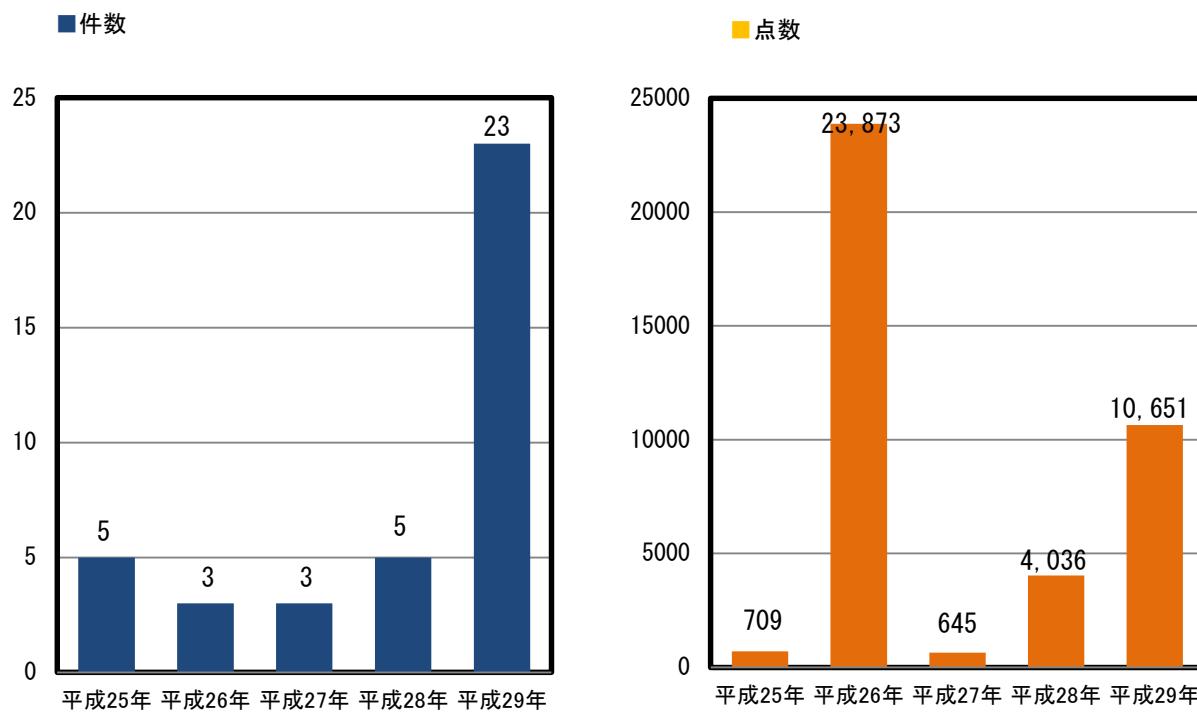


意匠権侵害物品の差止急増！！

1. 名古屋税関における意匠権侵害物品の輸入差止実績

平成 29 年の名古屋税関における輸入差止件数は 23 件(前年比 4.6 倍)、輸入差止点数は 10,651 点(前年比 2.6 倍)と大幅に増加しました。

名古屋税関における意匠権差止実績(推移)



(参考)意匠権について

意匠権とは、意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」です。「デザイン」とは、物品の形状、模様、色彩やこれらの結合で、視覚を通じて美観を起こさせるものです。従って意匠とは、目で見ることによって美しさを感じさせ、購買者の購入意欲を起こさせるものを対象としています。

目で見る



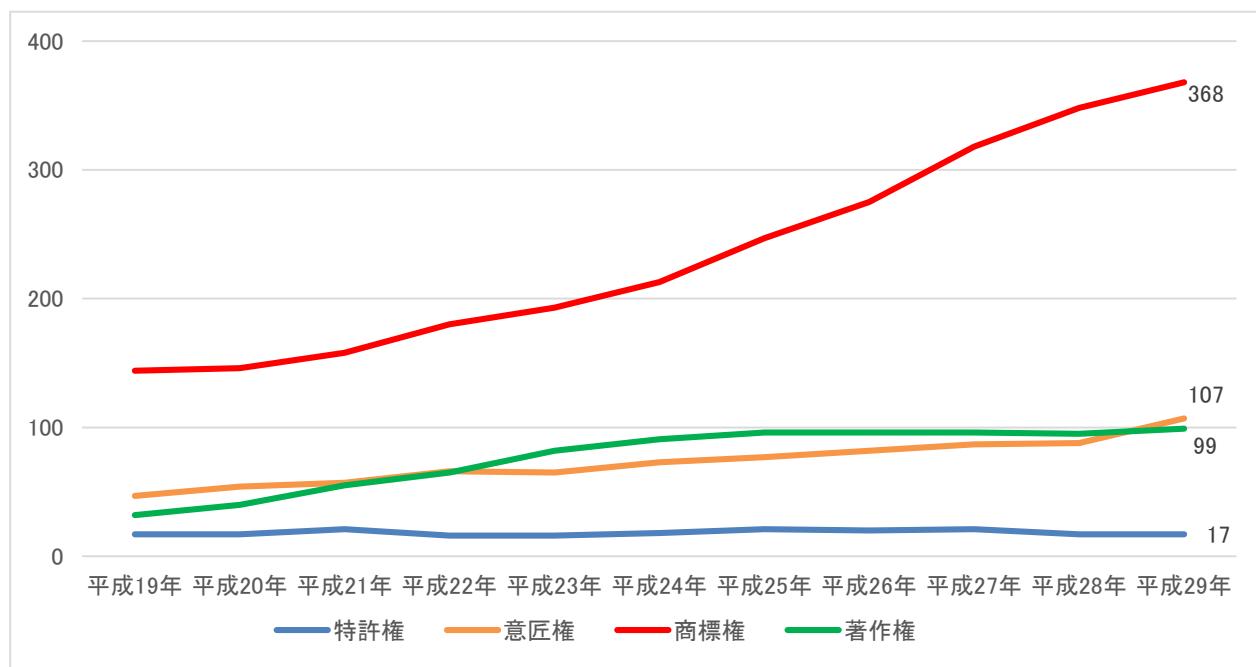
美感

2. 輸入差止申立てについて

知的財産の権利者が、自らの知的財産を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合には、税関が知的財産を侵害する貨物か否かについて認定するための手続を執るよう申し立てる制度です。いずれかの税関に申立てすることにより、全国の税関において、申立てに基づいた認定手続が開始されます。

平成29年末時点において全国の税関が受理している申立ては687件であり、意匠権は、107件です。そのうち名古屋税関が受理している輸入差止申立ては34件であり、意匠権は16件です。

全国における輸入差止申立ての推移



3. 名古屋税関における意匠権に係る輸入差止申立て物品(例)

株式会社MTG	梶屋ヤック株式会社
美容用ローラー 	電源用変換器 

※掲載写真は全て正品です。



ニセモノなのは
知っていた



後悔するなんて
思わなかつた

税関は、偽ブランド品などの知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。
知的財産侵害物品は、使用又は摂取することにより健康や安全を脅かす危険性があります。

<http://www.customs.go.jp>

知的財産侵害物品

検索

特設サイトは
こちら



FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs



税關
Japan Customs